

別紙 4 少数生産車の諸元表の記載要領

第 1 総則

1 本要領の適用

本要領は、別紙 2 で規定する諸元表（以下「諸元表」という。）の記載について適用する。

2 記入項目の記載方法

記入項目の記載は次による。

- 2-1 記入項目欄の大きさは、順序及び配列を変えない範囲で伸縮してもよい。
- 2-2 同一型式中に複数の仕様があって諸元が異なる場合には、諸元表に欄を追加して記入することができる。その場合には、該当する仕様を（ ）書で付記する。ただし、用紙の大きさは、JIS A 列 3 番を限度とし、JIS A 列 4 番の大きさとなるように折りたたむか、又は JIS A 列 4 番の大きさに縮小できる。
- 2-3 記入項目に該当するものがない場合は、「/」又は「-」を記入する。
- 2-4 同一型式の仕様において諸元が相違する項目がある場合には、対応する仕様を明らかにして相違する諸元を当該項目の欄に併記することができる。（なお、諸元と仕様の対応については、表形式とすることができる。）
- 2-5 記載内容が左欄と同一の場合には、当該欄にその旨を示す「←」又は「同左」を記入してもよい。
- 2-6 各装置の「形式」欄には、第 2（項目別記載要領）に示す例にならって略称を記入してもよい。
- 2-7 記入欄の数値をわかりやすくするため、数値に説明語句を付記してもよい。
また、項目欄に複数の記入項目があるものは、各々分けて記入してもよい。
- 2-8 車体の外形（例タイヤ・ローラ）等の名称中の「・」についてはこれを省略してもよい。
- 2-9 記載値を従来単位から SI 単位へ換算を行う場合の換算率は、JIS Z8202-1985 によるものとする。

3 その他

- 3-1 構造・性能の変更の場合には、変更箇所を明示するため、諸元表の欄外の下方に「※印は、変更箇所を示す。」と記載し、当該変更のあった事項に係る記載欄の欄内左側に※印を付してもよい。
- 3-2 様式中の単位を括る（ ）については、省略することができる。
- 3-3 様式及び記載例中の単位記号の文字「min⁻¹」は「r/min、rpm」も使用することができる。

第2 項目別記載要領

- 1 本文第5の2において(2)1)に該当するものとして申請する場合(第1-1号様式)

特定特殊自動車型式届出書(以下、「届出書」という。)に添付された諸元表の内容を記載すること。なお、以下の項目についてはそれぞれの例示等を参考に記載すること。

 - 1-1 承認番号
規則第19条第17項の規定により告示されたものはその承認番号を記入する。
なお、初回申請時は記入を要しない。
 - 1-2 届出番号
法第10条第4項の規定により公示された届出番号を記入する。
 - 1-3 燃料の種類
軽油と記入する。
ただし、脂肪酸メチルエステルが質量比0.1%以下の軽油(バイオディーゼル燃料を混合しない軽油)を使用することを前提に製作された特定特殊自動車については、軽油に替えて軽油(イ)と記入する。
- 2 本文第5の2において(1)又は(2)2)に該当するものとして申請する場合(第1-2号様式)
 - 2-1 承認番号
規則第19条第17項の規定により告示されたものはその承認番号を記入する。
なお、初回申請時は記入を要しない。
 - 2-2 車名及び型式
申請者が呼ぶ車名及び型式を記入する。
 - 2-3 呼称(カタログ名)
2-2以外に申請者が使用する呼称(販売用にカタログ等で使用している名称等)がある場合に記入する。
 - 2-4 製作者等の氏名又は名称
申請者の氏名又は名称を記載する。この場合において、申請者が自動車の製作者と購入契約を締結している者であるときは、当該製作者の氏名又は名称を()書で付記する。
 - 2-5 特定特殊自動車の種別
道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する場合には、大型特殊自動車、小型特殊自動車の別を記入する。どちらにも該当しない場合には、「その他」と記入する。
 - 2-6 燃料の種類
ガソリン、軽油、液化石油ガス(以下「LPG」という。)の別を記入する。
ただし、脂肪酸メチルエステルが質量比0.1%以下の軽油(バイオディーゼル燃料を混合しない軽油)を使用することを前提に製作された特定特殊自動車については、軽油に替えて軽油(イ)と記入する。
 - 2-7 特定原動機の名称及び型式
規則第10条の規定又は装置型式指定規則(平成10年運輸省令第66号)の規定により告示された名称及び型式を記入する。なお、これらの告示の対象とならない特定原動機

を搭載している場合には申請者が呼ぶ名称及び型式を記入する。

2-8 特定原動機の仕様識別記号

特定原動機の型式指定事業者が指定申請の際に提出したメンバーエンジン表に対応した仕様識別記号を記入する。なお、本文第5の2において(2)2)に該当するものとして申請する場合は記入を要しない。

2-9 型式及び製造番号の表示様式と表示位置

承認申請に係る自動車について、次の各号により記入する。

(1) 型式の表示位置

次の例により記入する。

例 フレーム右側面中央（アルミ板に打刻）

(2) 製造番号の表示様式

次の例により記入する。

例 (例)AUT-100001

(3) 製造番号の表示位置

次の例により記入する。

例 フレーム右側面中央下（打刻）

2-10 車体の外形又は構造

別紙1に規定する車体の外形を記入する。ただし、漢字の部分については片仮名によることができる。二輪又は三輪であるものについてはその旨（例モータ・スノーパ三輪）を付記する。

別紙1に該当する外形がない場合は、申請者が呼ぶ車体の外形の名称及び表1の特定特殊自動車の構造上の要件の別に応じて、対応する記号を全て記入する。

表1

特定特殊自動車の構造上の要件の別	記入する記号
車体に備えた原動機等の動力を用いて作業装置を作動させることができる構造を有するもの（告示第1条第1項第二号に該当するものを除く。）	表2の構造欄の中で該当する項目全てについて、対応する記号欄の記号
告示第1条第1項第二号に該当するもの	二号

表2

構造	記号
カタピラを有する	一号イ
駆動車輪を左右それぞれ単独で制動又は駆動できる構造	一号ロ
全ての車輪により操向できる構造	一号ハ
後輪により操向できる構造	一号ニ
作業時において運転者席の向きが後方へ旋回できる構造	一号ホ

車台が屈折することにより操向できる構造	一号へ
油圧のみを用いてかじ取り車輪を作動させることにより操向できる構造	一号ト
車軸がセンターピボット方式	一号チ
車軸がヨーク回転方式	一号リ
車軸が脚柱回転方式	一号ヌ
車軸がリーニング機構方式	一号ル
車体が屈折する	一号ヲ
車体が伸縮する	一号ワ
前後の車台の間に、前後の車台がねじれることにより回転する軸を有する	一号カ

2-11 動力伝達装置の種類及び主要構造

別紙1に規定する種類及び構造を記入する。(ア)(イ)(ウ)の項目別毎に、例示されているものを優先的に記入し、該当するものが無い場合には申請者の呼ぶ種類及び構造を記入する。ただし、当該特定特殊自動車について該当しない項目については「-」を記入する。また、当該特定特殊自動車について(ア)(イ)(ウ)の項目の設定が適切でない場合には、別途項目を立てて(頭文字は(他)として記入する。)種類及び構造を記入してもよい。

例

(ア) 油圧式	(ア) 油圧式	(ア) -
(イ) 後輪駆動	(イ) -	(イ) -
(ウ) 後複軸一軸駆動	(ウ) -	(ウ) -
		(他) ○○○式

2-12 走行装置の種類及び主要構造

別紙1に規定する種類及び構造を記入する。(ア)(イ)(ウ)の項目別毎に、例示されているものを優先的に記入し、該当するものが無い場合には申請者の呼ぶ種類及び構造を記入する。ただし、当該特定特殊自動車について該当しない項目については「-」を記入する。また、当該特定特殊自動車について(ア)(イ)(ウ)の項目の設定が適切でない場合には、別途項目を立てて(頭文字は(他)として記入する。)種類及び構造を記入してもよい。

2-13 操縦装置の種類及び主要構造

別紙1に規定する種類及び構造を記入する。(ア)(イ)(ウ)の項目別毎に、例示されているものを優先的に記入し、該当するものが無い場合には申請者の呼ぶ種類及び構造を記入する。ただし、当該特定特殊自動車について該当しない項目については「-」を記入する。また、当該特定特殊自動車について(ア)(イ)(ウ)の項目の設定が適切でない場合には、別途項目を立てて(頭文字は(他)として記入する。)種類及び構造

を記入してもよい。

2-14 懸架装置の種類及び主要構造

別紙1に規定する種類及び構造を記入する。(ア)(イ)(ウ)(エ)の項目別毎に、例示されているものを優先的に記入し、該当するものが無い場合には申請者の呼ぶ種類及び構造を記入する。ただし、当該特定特殊自動車について該当しない項目については「-」を記入する。また、当該特定特殊自動車について(ア)(イ)(ウ)(エ)の項目の設定が適当でない場合には、別途項目を立てて(頭文字は(他)として記入する。)種類及び構造を記入してもよい。

2-15 車わく

別紙1に規定する種類及び構造を記入する。(ア)(イ)の項目別毎に、例示されているものを優先的に記入し、該当するものが無い場合には申請者の呼ぶ種類及び構造を記入する。ただし、当該特定特殊自動車について該当しない項目については「-」を記入する。また、当該特定特殊自動車について(ア)(イ)の項目の設定が適当でない場合には、別途項目を立てて(頭文字は(他)として記入する。)種類及び構造を記入してもよい。

2-16 軸距

カタピラ式にあつては記入を要しない。前後の車軸の中心間で車両中心線に平行な水平距離を記入する。

記入値は小数第3位までとし、末尾を0又は5に丸める(末尾を0又は5に丸める場合には、二捨三入、七捨八入による。以下同じ。)

2-17 上部構造支持台寸法(長さ、幅)

カタピラを有する道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車及びカタピラを有する法第2条第1項第2号に規定する構造が特殊な自動車以外は記入を要しない。

原動機が搭載される車わく(旋回式車台にあつては、旋回ベアリングに載る上部旋回体の底部。)全体の長さ及び幅を次の例により記入する。記入値は小数第3位までとし、末尾を0又は5に丸める。(例 3.375)

なお、寸法については、機械への昇降用ステップ、ボルト・ナット等の車わくへの付加物及び突起物並びに可動部は含まない。

2-18 主制動装置の種類

別紙1に規定する種類を記入する。

2-19 定格出力

「特定原動機車載出力試験方法(液冷ガソリン機関)」又は、「特定原動機車載出力試験方法(液冷ディーゼル機関)」の規定に基づいて測定した全負荷状態に調速された機関最高回転数及び当該回転数における全負荷出力値を記入する。ただし、当分の間、上記の試験方法以外の試験方法(ECE規則、EEC指令、ISO規格、SAE規格又はDIN規格をいう。)によることができる。なお、全負荷出力値の記入値は小数第1位までとし小数第2位を四捨五入する。機関最高回転数は整数値で記入する。また、試験方法()書きとする)を次の例により付記する。

例 85.1/2,500(ネット)又は85.1/2,500(N)
85.1/2,500(ISO)

